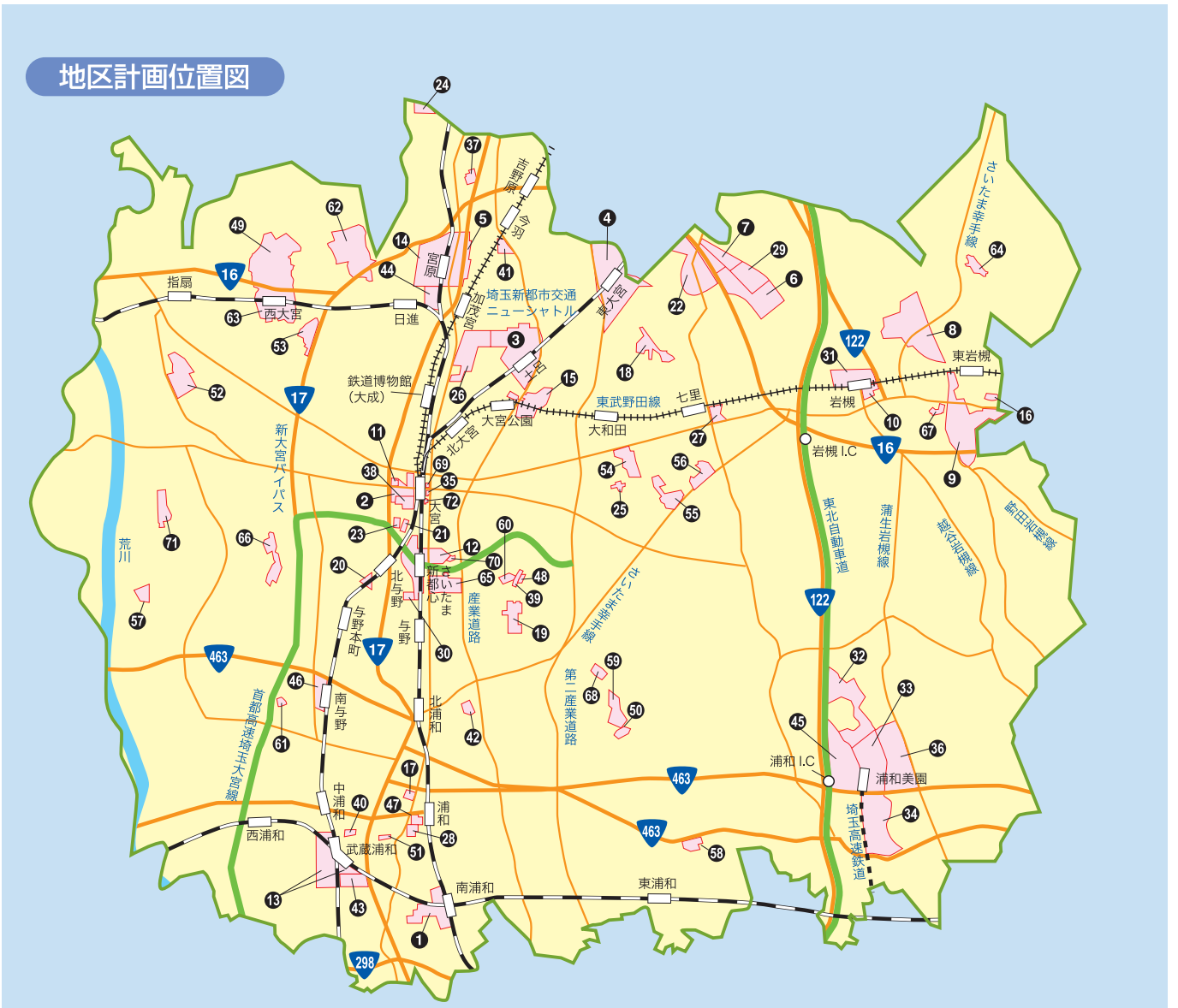


地区計画位置図



地区計画が定められると・・・

地区計画が定められると、地区計画の区域内で建築物を建てたり、土地の区画形質を変更する際には、事前に市長に届出ることが都市計画法で定められています。

市は、届出された内容が地区計画に沿っているかどうか審査し、適合しない場合は、設計変更等の勧告を行います。これによって、地区計画で定められたルールが守られ、建築行為や開発行為が進むにつれて、次第に地区の将来像に近づいていきます。

